

令和2年4月28日から
令和5年4月1日までに
生まれたお子さんに **10万円** 給付

～新生児特別給付金のお知らせ～

坂戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯の家計を支援するため、『新生児特別給付金』を給付します。

【支給対象児】

令和2年4月28日から令和5年4月1日までに生まれ、出生した日から申請日まで引き続き坂戸市に住民登録されている子ども

【支給対象者】

支給対象児の保護者で、支給対象児を出産した日から申請日まで引き続き坂戸市に住民登録されている方

【給付額】

支給対象児1人につき10万円

【申請方法】

出生届を提出しにご来庁した際、申請書に必要事項を記入し、こども支援課窓口へ提出してください。申請書についてはこども支援課窓口にてお渡しします。

【お問合せ】

〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号
坂戸市役所 こども健康部 こども支援課
TEL 049-283-1331（内線 422・423）

